

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 高砂市地域包括支援センター 高齢者虐待の防止のための指針

1 本指針作成の要旨

社会福祉法人高砂市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の高砂市地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)において、高齢者への虐待の発生を未然に防止するとともに、万が一虐待が発生した場合に迅速かつ適切な対応を行うことができるよう本指針を定める。

2 虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、いかなる時も高齢者に対して虐待を行ってはならない。

3 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下のとおりとする。

- (1) 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4 虐待防止委員会

センターは、高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、高砂市地域包括支援センター虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者並びに担当者を置く。

5 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発し虐待防止の徹底を図るため、職員研修を実施する。
- (2) 研修は次のとおり実施する。
 - ア 定期研修 年1回以上
 - イ 新任研修 随時
- (3) 研修の実施内容については、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記録する。

6 虐待等が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかにセンター内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。緊急性の高い事案の場合は、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。窓口は4で定める虐待防止担当とする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (6) 必要に応じて事案を公表し関係機関に通報する。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「高砂市高齢者虐待対応マニュアル」に沿って対応する。

8 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には、利用可能な制度について説明するとともに、支援窓口を案内する等の支援を行う。

9 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、センターの苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払って対処する。

10 利用者等に対する当該指針公表

本指針は、事業所内でいつでも閲覧できるように備え付けるとともに、求めに応じて書面で交付するほか、ホームページ等で公表する。

11 その他虐待防止の推進のために必要な事項

本指針に定める事項以外にも、虐待防止について国・地方自治体から発出される通知、マニュアル等に留意し、虐待防止に取り組む。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。